

令和6年第1回定例会

富良野市議会会議録

令和6年3月8日（金曜日）午前10時00分開議

◎議事日程（第6号）

日程第 1 市政に関する一般質問

大栗民江君

1. デフリンピックを機とした共生社会の推進について
2. 障がい者の情報取得や利用並びに意思疎通の情報バリアフリーについて

3. 聴覚障がいのある方への支援について

宮田均君

1. 市役所・旧文化会館跡地、平和公園の緑化について
2. 根室線(富良野-新得間)廃線に伴う市の考えについて
3. 冬期スキー客の市内移動における対策について

◎出席議員（16名）

議長 16番 渋谷正文君

副議長 10番 今利一君

1番 宮田均君

2番 松下寿美枝君

3番 橋詰亜咲美君

4番 家入茂君

5番 坂口邦夫君

6番 関野常勝君

7番 佐藤秀靖君

8番 二宮利和君

9番 大西三奈子君

11番 大栗民江君

12番 天日公子君

13番 石上孝雄君

14番 後藤英知夫君

15番 本間敏行君

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長 北猛俊君

副市長 稲葉武則君

総務部長 関澤博行君

市民生活部長 山下俊明君

保健福祉部長 柿本敦史君

経済部長 川上勝義君  
兼ぶどう果樹研究所長

建設水道部長 北川善人君

看護専門学校長 石川賀子君

総務課長 入交俊之君

財政課長 藤野秀光君

企画振興課長 小笠原竹伸君

教育委員会教育長 近内栄一君

教育委員会教育部長 佐藤 保君

---

◎事務局出席職員

事務局	長	井口	聡君	書	記	大津	諭君
書		記	向山孝行君	書	記	鷺見悠太君	

午前10時00分 開議  
(出席議員数16名)

## 開 議 宣 告

○議長（渋谷正文君） これより、本日の会議を開きます。

## 会議録署名議員の指名

○議長（渋谷正文君） 本日の会議録署名議員には、  
坂口邦夫君  
天日公子君  
を御指名申し上げます。

## 日程第1 市政に関する一般質問

○議長（渋谷正文君） 日程第1、昨日に引き続き、市政に関する一般質問を行います。

それでは、ただいまより、大栗民江君の質問を行います。

11番大栗民江君。

○11番（大栗民江君） -登壇-

おはようございます。

通告に従い、一般質問をします。

1件目、デフリンピックを機とした共生社会の推進についてお伺いします。

1項目め、共生社会構築のための取組についてです。

2025年に、聴覚障がい者の五輪と呼ばれるデフリンピックが日本で初めて開催されます。競技会場は主に東京都内ですが、サッカーは福島県、自転車は静岡県と紹介されています。オリンピック同様、4年に一度行われる聾者の国際スポーツ大会で、全日本ろうあ連盟が主体的に動いて日本での招致を勝ち取った大会で、2025年は100周年の記念大会ともなります。

全日本ろうあ連盟のホームページによりますと、2022年、ブラジルで行われたデフリンピックでは、コロナ禍でありながらも73か国、2,412人が参加し、日本選手は過去最多のメダル30個を獲得しています。

大会の特徴は、聾者で聴力損失が55デシベル以上と定義し、決められた条件を満たした選手が出場資格を有するもので、デフリンピック競技中は、補聴器や体外人工内耳の使用はできません。手話通訳が入りますが、コミュニケーションは、スタートランプや旗、ビジョンやサイネージなどの活用による情報のバリアフリーを推進して、一歩進んだ共生社会の姿を示していくとしております。

しかしながら、デフリンピックについては、パラリン

ピックに比べて認知度が低く、2021年に日本財団が行った調査では、デフリンピック認知度は16.3%、パラリンピックは97.9%でした。この認知度の低さは、地方においても見えない障がいと言われていた聴覚障がい者への対応の遅さにつながっているようにも感じます。まずは、デフリンピックが日本で初開催されることを機に、デフスポーツやデフアスリートとつながり、知ることで、障がいに対する理解をより身近に考えることになり、共生社会をつくり上げていく機運醸成になると思います。

そこで、1点目、障がいの有無や種類を問わず参加できるスポーツやイベントを増やしていく機運は、地域の共生や多様性を深めていくことと思います。聴覚障がいをはじめとして、障がい者がスポーツや文化芸術に取り込む環境づくりについて、考えをお伺いします。

2点目、デフリンピックが日本で開催されることを機に、北海道では、デフリンピックについて道民に広く知っていただき、各競技の日本選手団を応援していただけるよう、北海道ろうあ連盟の主催で、北海道、北海道議会議員連盟、北海道教育委員会、北海道聾学校長会、北海道障がい者スポーツ協会など、11団体の後援でデフリンピックフェスティバル in ほっかいどうを令和5年11月に開催されています。

例えば、富良野市におきましても、デフリンピックムーブメントを利用し、学校教育や社会教育、福祉と連携し、共生社会構築のため、デフリンピックの啓発を進めるべきと思いますが、今後の取組の考えについてお伺いします。

2件目、障がい者の情報取得や利用並びに意思疎通の情報バリアフリーについてお伺いします。

1項目め、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行を受けての取組についてです。

令和4年5月、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、いわゆる障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が公布、施行されました。この法律では、基本理念を定め、国や地方公共団体などの責務が明らかにされました。

概要として、基本理念第3条では、第1号に、障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすること、第2号に、日常生活または社会生活を営んでいる地域にかかわらず、ひとしく情報取得など意思疎通を図ることができるようにすること、第3号に、障がい者でないものと同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすること、第4号に、デジタル社会において、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を通じ、情報取得など意思疎通を図ることができるようにすることと定められております。

この法律の施行を受けて、政府は、内閣府政策統括官、

デジタル庁審議官、総務省大臣官房審議官、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、経済産業省経済産業政策局長による連名で、医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーション、その他の関係部局間の連携を密にし、適切な対応を図るよう配慮を促しており、各都道府県から、管内の市町村、関係機関、団体及び住民に対して、法施行の経緯及び法の内容を広く周知する旨の通知が行われております。

そこで、1点目、情報取得やコミュニケーションは障がい者にとっても障がい者でない者にとっても欠かすことができないものであり、人と人とのつながりや出会いは相互理解や協力する上で必要不可欠なものです。

第4条では、障がい者による意思疎通に係る施策が障がい者でない者による意思疎通にも資するものであることを認識しつつ、施策を策定し、実施するものとする、国及び地方公共団体の責務等が定められております。

障がいにより特に情報のバリアが生じている視覚や聴覚に障がいのある方への対応において、富良野市としてどのようなことに取り組んでこられたのか、現状の取組についてお伺いします。

2点目、障害者基本計画などとの関係、第9条には、市町村が市町村障害者計画を策定し、または変更する場合には、それぞれ当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする定められています。

昨年、富良野市では、第5期富良野市障がい者計画を策定されました。パブリックコメントでは、7件の意見の提出を受け、策定に至った富良野市障がい者計画はこの法律の趣旨を踏まえたものになっていると思っております。

情報を得ることが難しい聴覚障がい者は、ほかの障がい者に比べ、周りから見ても気づかれにくい障がいであり、支援していく上で、聴覚障がい者に適切に情報を伝え、コミュニケーションが取れるようなツールの整備をしていく必要があると考えます。例えば、飲食店や公共施設など多くの市民が利用する場所に耳マークを設置し、筆談などの支援ができる体制を用意したり、音声アプリこえとらなど新しいデジタルツールを取り入れたりすることが考えられます。

あらゆる情報のバリアフリーを推進していく積極的な取組が重要と考えますが、聴覚障がい者における情報バリアフリーの取組を市でも進めていただき、福祉部局だけでなく、様々な部局で職員の情報バリアフリーに関する意識を高めていくべきと思いますが、今後の取組の考えについてお伺いします。

3点目、住み慣れた地域で安心して暮らすために富良野圏域で利用できるサービスを記した障がい福祉サービ

スマップは、2010年に市のホームページでも公開しておりますが、内容は平成21年現在のサービス内容となっております。

情報更新とともに、情報バリアフリーの観点を取り入れたサービスマップの作成、更新を行うべきと思いますが、取組の考えについてお伺いします。

3点目、聴覚障がいのある方への支援についてお伺いします。

1項目め、聴覚障がい者に対する意思疎通支援についてです。

この件名と3項目めについては、第4期富良野市障がい者計画を実施していた令和2年第3回定例会において一般質問を行いました。その際に、市長は、タブレット端末などによる遠隔手話サービスを利用した意思疎通支援については、7月に北海道から遠隔手話サービスなどを利用した聴覚障がい者への意思疎通支援体制の強化事業に係る照会があり、市の窓口業務担当課などと打合せを行い、全庁的なニーズを協議した結果、市の窓口業務においては、筆談による対応など、ふだんから十分にコミュニケーションが図られていることから遠隔手話サービスの導入は見送ることとしているとの答弁でした。

富良野市の障がい者計画には、障がい者のコミュニケーション、情報の確保のため、最新機器、技術の導入を検討しますと施策がうたわれており、電話リレーや遠隔手話サービスの導入見送りには乖離があるのではないかとという質問には、理事者より、担当窓口で実際に対応する職員の意見も十分に聞いて、筆談などにより十分にコミュニケーションが取れていて、その部分は必要ないという意見をまとめている、他市のデモ機を使って試験運転して聾啞者の方に利用してもらった事例では、現時点では反応も悪く、使い勝手がよくなくて、これでは要らないという意見もあったという障がい者の方からの意見も把握している、総合的な見地から、現時点での判断は見送らせていただいたとの答弁でした。

当事者であるろうあ連盟の訪問をいただき、声を聞くべきではないかという対応の考えについての質問には、担当課長との日程が合わないということで行われませんが、導入するかどうかというところは、綿密に庁内でも打合せしながら得た結論であるとの答弁でした。

富良野市内における市の施設での導入は見送られましたが、後日、北海道が管轄する施設の富良野保健所に1台導入されたという経緯がありますが、今回、第5期富良野市障がい者計画の策定について寄せられたパブリックコメントでは、遠隔手話サービスや電話リレーサービスの事業があるので、タブレットを活用する用意をしてほしい、災害時の対応にも必要ですとの意見が提出されておりました。

そこで、障がい者も障がい者でない者も情報の十分な

取得や利用並びに円滑な意思疎通を図られる取組について、行政の考えをお伺いします。

2項目め、手話に関する条例化の取組についてです。

令和2年第3回定例会における答弁では、市長より、手話に関する条例化の見解については、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置づけられたことにより、条例制定の動きが全国的に広がり、北海道内においては北海道並びに道内22市において手話言語条例が策定されております。

本市といたしましては、手話言語条例について、関係機関などと協議を行いながら研究してまいりますとの答弁をいただきました。その後、4年が経過しておりますが、関係機関との協議はどのように行われてきたのでしょうか。研究の進捗などについて、取組状況をお伺いします。

3項目め、障がい者が支援を受けやすい支援用バンダナの取組についてです。

同じく、令和2年第3回定例会の質問では、市長より、本市では、障がいのある方や要介護者、高齢者などで災害時の避難の際に支援が必要な方に対し、避難行動要支援者名簿を作成し、円滑な連絡体制や避難誘導を確実にを行うための準備をしております、支援用バンダナについては、避難所などにおいて外見からは支援が必要であることが理解されにくい要支援者が身につけるもので、迅速な支援や配慮を行うためには有用なものであると考えられますので、導入について検討してまいりますとの答弁をいただきました。

その後の検討状況と今後の考えについて、取組をお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（渋谷正文君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） 登壇

おはようございます。

大栗議員の御質問にお答えします。

1件目のデフリンピックを機とした共生社会の推進についての共生社会構築のための取組についてであります。本市では、誰もが利用しやすい施設となるよう、スロープや手すり、トイレなどのバリアフリーに対応した施設整備に努めております。また、富良野スポーツセンターの施設利用料金の免除や、ふらのスポーツ協会主催による上川管内障がい者卓球交流大会の開催など、障がいのある方でもスポーツを楽しむことができる機会の提供に努めているところであります。さらに、スポーツ推進委員の出前講座により、ボッチャなどの障がい者スポーツの普及啓発にも取り組んできたところであります。

本市といたしましては、障がいの有無や種類を問わず、スポーツや文化芸術活動に取り組むことができる環境は

重要であると認識しており、引き続き、共生、多様性に配慮した環境整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、共生社会の推進に向けたデフリンピックの啓発などについてであります。2025年に日本で初めて開催される、聴覚に障がいがある方々の国際スポーツ大会、デフリンピックを市民の皆様にも広く周知していくことは大切であると認識しております。

デフリンピックなどの国際大会で選手たちの活躍する姿がデフスポーツの認知度向上と障がい理解への促進につながるものと認識しており、今後、北海道をはじめとした関係機関などと連携しながらデフリンピックの周知に努めるとともに、引き続き、障がい者スポーツの理解促進を通じて共生社会の実現に取り組んでまいります。

2件目の障がい者の情報取得や利用並びに意思疎通の情報バリアフリーについての障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行を受けての取組についてであります。本市の現状の取組につきましては、耳の聞こえが不自由な方が筆談を申し出ることができる耳マークの庁舎窓口への表示や、本市のホームページにおいて、障がい者などへの対応に配慮することを目的として、振り仮名をつける、音声で読み上げるなどの機能操作を可能とするなどのコミュニケーション手段を活用しております。

次に、聴覚障がい者における情報バリアフリーの今後の取組については、聴覚障がい者のみならず、耳の聞こえが不自由な高齢者の窓口対応について、音声をリアルタイムに字幕として表示する字幕表示システムのデモ機による体験、調査など、窓口担当部署を中心に研究を行っており、今後も多様なデジタルツールの活用などによる情報のバリアフリー化に取り組んでまいります。

次に、富良野圏域で利用できる障がい福祉サービスマップの更新についてであります。平成30年に、富良野地域自立支援協議会により、富良野圏域障がい福祉社会資源ガイドとして更新し、冊子を策定しておりますが、本市ホームページへの掲載は行っておりません。

今後は、富良野市内を対象とした障がい福祉社会資源ガイドを随時更新し、ホームページへ掲載を行い、市民に対する利便性向上と情報の周知に取り組んでまいります。

3件目の聴覚障がいのある方への支援についての1項目、聴覚障がい者に対する意思疎通支援についてであります。障がい者も障がい者でない方も、情報の十分な取得や利用並びに円滑な意思疎通を図られるための取組につきましては、耳の聞こえが不自由な来庁者へは筆談等による意思疎通支援をこれまでも行ってきました。また、聴覚障がい者のみならず、聞き取ることが難しい高齢者との窓口対応のツールとしては、音声をリアルタイムに字幕として表示する字幕表示システムのデモ機に

よる体験、調査など、窓口担当部署を中心に研究を行っており、今後も、多様なデジタルツールの活用など、効果的な意思疎通支援に取り組んでまいります。

2点目の手話に関する条例化の取組についてですが、障害者の権利に関する条約（88ページで訂正）や障害者基本法において手話は言語として位置づけられたことにより、北海道内においては、北海道並びに道内23市において手話言語条例が制定されております。

本市といたしましては、第5期富良野市障がい者計画において施策として策定した手話通訳者の派遣や、簡単な手話語彙や表現技術を習得する場として手話奉仕員養成講習会を開催するなど、手話を活用したコミュニケーションに取り組んでおります。

条例化の取組につきましては、条例に定める目的、基本理念、市の責務、市民の役割、事業者の役割、施策の推進方針など、既制定市の条例等を参考に情報収集及び関係機関との意見交換に努め、条例化に向け、検討してまいります。

3点目の障がい者が支援を受けやすい支援用バンダナの取組についてですが、支援用バンダナにつきましては、避難所等において外見からは支援が必要であることが理解されにくい要支援者が身につけるもので、迅速な支援や配慮を行うために有用であると考え、導入について検討してまいりました。

専門業者に作成委託するとロットが過大となることから、試験的に小ロットで作成するために、市内の手芸サークルや障がい者施設に対し、作成を打診しましたが、技術面や作業上困難であるとのことであり、今後は、市内のボランティア団体や小ロットでの受託が可能な業者の選定など、引き続き検討してまいります。

以上です。

御訂正をお願いいたします。

手話に関する条例化の取組についてのところでありすけれども、障害者の権利に関する条約や障害者基本法においてと申し上げるところを、障害者の権利に関する条例や障害者基本法というふうに申し上げました。

正しくは、障害者の権利に関する条約や障害者基本法でございますので、御訂正をお願いいたします。

○議長（渋谷正文君） 再質問ございませんか。

11番大栗民江君。

○11番（大栗民江君） 大変前向きな御答弁をいただいたかと、私としては思っております。

その中で、1点、いろいろなデモ機を使ってのシステムは、今後、これから富良野市もチャレンジされていくのではないかと答弁から感じ取っているところがございますけれども、こういうシステムなど、この庁舎の中で、担当課だけで終わらすのではなくて、しっかりと、当事者であるとか、そういう方々の御意見、また体験もして

いただいて決めていくべきではないかと考えますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（渋谷正文君） 御答弁願います。

保健福祉部長柿本敦史君。

○保健福祉部長（柿本敦史君） 大栗議員の再質問にお答えいたします。

アクセシビリティ、聴覚障がい者の方等の窓口等でのデモ機の御質問だと思いますが、体験、調査してまいりまして、やはり、いろいろなシステムの中で、それぞれ一長一短がございますので、いま、そこら辺を含めてどのような形で活用できるかということを検討しているところでございます。

いま、議員からの御指摘のように、職員だけでなく、御利用される方々にも体験していただいたらというのは、確かにそのほうがよろしいと思いますので、少し検討させていただきたいと思います。

○議長（渋谷正文君） 続いて、質問ございませんか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文君） 以上で、大栗民江君の質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時36分 開議

○議長（渋谷正文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

次に、宮田均君の質問を行います。

1番宮田均君。

○1番（宮田均君） -登壇-

通告に従い、順次、質問させていただきます。

1件目、市役所、旧文化会館跡地、平和公園の緑化についてお伺いします。

本市では、緑化推進条例が昭和61年につくられ、その後、平成15年の改正を含め、約40年の緑化推進に対する取組がなされてきました。この間、国の都市緑地法改正、緑の基本計画の策定など、2016年、緑地の保全及び緑化の目標などに市は対応されてきたことに敬意を表するところでございます。

都市機能の中でも、市が掲げるまちごと公園の理念の下、今後も求められる緑化の役割は多いと私は考えます。防災機能の強化、生物多様性の保全、環境悪化への対応、少子化対策、育児環境の改善、市民のレクリエーション、交流の場推進、温暖化による日陰空間の創出、ヒートアイランド対策、観光客、来訪者、市民が潤いを感じる歩きたいまち、景観の創出など、これからの取組としても欠かせないものという観点から質問させていただきます。

1点目、市役所敷地の緑被率は何%なのか。

2点目、富良野市緑化推進条例第2条、市の責務、緑化推進に努めなければならないとあるが、条例に沿った緑化となっているのか。

3点目、平和公園の大木が伐採されたが、公園の木伐採の経緯について伺う。

また、今後の平和公園の緑化をどのように考えているのか、お伺いします。

4点目、旧文化会館の街路樹伐採の経緯と今後の緑化についてどのように考えているのか、お伺いします。

2件目、JR根室線富良野―新得間廃線に伴うイベントへの市の考え、対応について、2点質問させていただきます。

4月1日で廃線となるラストランイベントが行われるが、明治40年9月、旭川―帯広間を十勝線として全通させて以来、大正2年、起点を滝川に移し、釧路本線と改称、大正10年8月、根室までの延伸を機に根室本線となりました。支庁間を結ぶ鉄路は、貨物輸送はもちろん、客車としても特急、急行を含めて繁栄されてきました。

現在、この路線が廃線になることで、観光振興を目指す国、北海道の公共交通網、周遊型観光列車にも、この線の寸断により、旭川から富良野に入る周遊列車も、周遊とは名ばかりで旭川に引き返すという現実があります。環境面からも、貨物輸送、客員輸送にも運送転換には不安が残り、欧州などの鉄路は国が支えている現状と比べ、利益優先を先行させた鉄道政策に苦言を申し上げるところでございます。

3月31日のラストラン、過去の利用者、特に富良野地区では、山部駅、布部駅、通学、通勤、商用、通院、貨物などで利用された方々、そして、鉄道ファン、多くの「北の国から」のファン、報道関係の方々など、多数の来訪者が来られます。

このラストランを、私はあえてイベントと申し上げましたが、この廃線をありがとう根室線の観点から2点質問させていただきます。

1点目、十勝線、釧路本線、根室本線と長い歴史の最終であり、全国へ広がる利用者への周知、JR北海道のイベントではありますが、廃線に伴う来富者は鉄道ファン、報道関係など多くの方が来ます。

市は、どのようにこの廃線イベントを考えているのか、お伺いいたします。

2点目、富良野線、根室本線滝川―富良野間も黄色線区となっているが、このイベントを盛り上げ、黄色線区の活性化に向けてよい機会であり、全国への存続アピールをする大きなチャンスだと思いますが、市の考えをお伺いいたします。

続いて、3件目、冬期スキー客の市内移動における対策についてお伺いいたします。

誘客も大切ではあるが、来ていただいた人に満足していただき、その方がまた宣伝していただき、次の誘客につなげる市の対応が重要であるという観点、そして、市民にも負担をかけない取組の対応が望まれることから質問させていただきます。

1点目、早朝のふらのスキー場行きのバス運行、御料線、駅発8時10分、ラベンダー号、駅発9時45分が満員で、スキー客はもちろん、市民も乗れない状況がしばしば見受けられ、バス運行、御料線では、車種を立ち席の多いバスに替え、対応していたと聞かれますが、現状把握をどのように行い、その原因をどのように考えているのか、また、今後の対応をどう考えているのか、お聞きします。

2点目、まちに降りる17時台のシャトルバスも混雑している。対応はどうされているのかお聞きして、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（渋谷正文君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

宮田議員の御質問にお答えします。

1件目の市役所、旧文化会館跡地、平和公園の緑化についてであります。市役所敷地の緑被率につきましては、旧庁舎が26.7%、新庁舎は13%となっております。

次に、緑化推進条例に沿った緑化が行われたのかについてであります。市庁舎建設に当たり、基本設計案及び実施設計の進捗状況について、市民説明会を開催し、庁舎及び駐車場の配置と併せて、庁舎の顔となる北側を緑地スペースとして整備することを説明し、限られた敷地内における緑化の推進に努めてきたところであります。

次に、平和公園の大木の伐採の経緯と今後の緑化についての考え方についてであります。平和公園のプラタナスは、70年以上前に植栽されたと推測され、成長が速く、大木化することから、必要に応じ、剪定を行ってまいりましたが、大きく幹が分岐している場所から変色が見られるようになり、表面からの腐食状態も確認されたことから、樹木医からの意見も伺い、倒木のおそれがある危険木であると判断し、伐採しております。

今後の緑化につきましては、当初計画どおり、臨時駐車場を緑地に復旧してまいります。

次に、旧文化会館の街路樹伐採の経緯と今後の緑化についてであります。旧文化会館前の街路樹であったプラタナスは、植栽から50年以上が経過しており、大木化し、限られた空間である植樹ますでは耐えられなくなった根が歩道や道路縁石を隆起させ、また、隣接している文化会館の解体に伴い、樹冠部に強風が直接当たることで倒木の危険性もあつたことから、樹木医の意見も参考に、危険木と判断し、伐採しております。

今後の緑化の考え方につきましては、旧文化会館の跡地は、来庁者等の駐車場として利用する目的で、社会資

本整備総合交付金事業として解体を実施しておりますので、現段階で緑化する考えはありません。

2件目の根室線富良野―新得間廃線に伴う市の考えについてであります。廃線に伴うイベントにつきましては、運行最終日となる令和6年3月31日に、JR北海道の主催によりセレモニーが実施される予定で、現在準備が進められているところであります。

また、本市を含む根室本線対策協議会の独自の取組として、富良野駅におきましては、東鹿越行の最終列車の発車に合わせて、ペンライトを配布し、最終便を見送るほか、山部及び布部駅でも同様に上りの最終便を見送るイベントを実施する予定であります。

なお、最終便の運行と関連イベント開催については、市の広報のほか、テレビ報道などで広く周知されていることに加え、当日は日曜日に当たるため、道内外の各地から多くの方が富良野圏域に来訪されることが見込まれ、大変な混雑が予想されておりますので、来訪される方にとっても記憶に残るよう、JR北海道及び北海道警察などと連携し、安全確保に努めてまいりたいと考えております。

廃線イベントにおいて、黄色線区の存続を全国にアピールすることについての市の考えにつきましては、黄色線区の維持は大変重要な課題と認識しておりますが、存続に向けた具体的な取組につきましては、引き続き、沿線自治体や北海道をはじめ、JR北海道なども密接に連携しながら、利用促進に向けた事業を展開してまいりたいと考えております。

3件目の冬期スキー客の市内移動における対策についてであります。ふらのバスが運行している御料線及びラベンダー号旭川線の各便のうち、特に朝の時間帯が混雑しているとの市民からの情報提供を受け、市独自で御料線の乗車状況の現地確認を行ったほか、ふらのバスから聞き取りを行うなどして、状況把握に努めてきたところであります。

混雑の原因としては、昨今のインバウンド増加に伴うふらのスキー場利用客などの利用が増加していることが大きく影響していると認識しており、ふらのバス側では、御料線を運行する車両に大型車両を充てるなどして対応しているとの報告を受けております。

今後につきましては、国内外からの観光需要は増加傾向にあることから、円滑な市内移動の実現に向け、運行事業者に必要な対策を講じていただけるよう働きかけてまいります。

次に、17時台のシャトルバスの混雑への対応についてであります。主にスキー客が利用する北の峰エリアと市街地を結ぶ2次交通については、ふらのバスが運行する路線バスとふらの観光協会が期間限定で運行するイベントシャトルバスにより対応しております。北の峰エ

リアから市街地へ向かうバスは、17時台、18時台、19時台に運行しており、乗車した最大人数はそれぞれ89人、87人、34人という状況となっております。17時台及び18時台につきましては、定員超過となり、乗り切れない方もいたことから、2月10日から25日までの期間、1台増車し、2台での運行で対応したと伺っております。

また、このバスにつきましては、当初、2月までの運行を予定しておりましたが、宿泊施設の予約状況に鑑み、17時台、18時台を3月16日まで延長する旨、ふらの観光協会から情報提供があったところであります。

次年度の運行につきましては、今年度のバスの利用状況や宿泊予約を見ながら、ふらの観光協会と検討してまいります。

以上です。

○議長（渋谷正文君） 再質問ございませんか。

1番宮田均君。

○1番（宮田均君） 再質問させていただきます。

市役所、旧文化会館跡地、平和公園の緑化についての質問の1点目、市役所敷地の緑被率は何%なのかという回答をそれぞれいただきました。

このことについて、市の緑化推進条例がございます。この中で、第4章の緑化の推進というところで、第12条に、「市長は、市が設置し又は管理する公共施設について積極的に緑化の推進等を図らなければならない。」とあります。

この内容について、市役所の敷地の緑被率は市長は十分だと思っているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（渋谷正文君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） 宮田議員の再質問に御答弁させていただきます。

市役所周辺の緑化が十分と捉えているのかということでの再質問だったかというふうに思います。

市役所の緑化の関係については、先ほども御答弁させていただきましたが、率については13%ということありますから、決して多い数字ではないというふうに思っております。

ただ、緑化の関係につきましては、敷地内の内容、あるいは、周辺住民の方々の理解、そういったことも含めて対応していかなければならないというふうに思っております。そうしたことからすると、可能な範囲で緑化に努めてきたというふうに理解しております。

○議長（渋谷正文君） 続いて、質問ございませんか。

1番宮田均君。

○1番（宮田均君） いま、緑化推進条例に基づく市長の考えをお聞きしましたが、緑化推進条例の中に緑化審議会というのがあります。これは、こういうところに諮って、やはり、この内容についても審議会に諮って、そ



して、市民の声を含めて聞くという必要があるのではないかと私は思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（渋谷正文君） 御答弁願います。

建設水道部長北川善人君。

○建設水道部長（北川善人君） 宮田議員の再々質問にお答えします。

緑化審議会の部分での御質問ですけれども、前段、市長からも答弁があったとおり、市の庁舎建設につきましては、それぞれ、基本設計並びに実施設計の進捗状況なども含めて、審議会というよりも、広く市民に説明をした中で行ってきておりますので、あえて審議会というよりは、もっと大きな部分で市民に御理解をいただいたものと考えております。

○議長（渋谷正文君） 続いて、質問ございませんか。

1 番宮田均君。

○1 番（宮田均君） 広く周知されたというのは私も存じておりますので、納得してはいるのですが、いま聞いたのは、審議会というのがやはり条例の中で規定されていて、そして、緑化に対する建議についても、審議会から建議として出されるということもございませう。

聞くところによりますと、令和3年以降、審議会は開催されていないということでお聞きしていますが、これは、市の緑化推進について、この地域の旧市役所、旧文化会館、公園など、その他のことについても、緑化推進審議会が設置されていないということで、市の、あるいは、一方的で、全部の皆さんの声を聞いているというようなことにはなっていないのではないかと思います。その点についてお伺いします。

○議長（渋谷正文君） ここで、暫時休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時03分 開議

○議長（渋谷正文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

宮田議員、ただいま質問がありましたけれども、改めて内容を整理して、質問していただきたいと思っております。

1 番宮田均君。

○1 番（宮田均君） 1 点目の市役所の関係で、審議会が審議してということについては、市長の回答、部長から回答がありましたことで了解したいと思っております。

違った質問で、市役所の敷地の緑被率13%というようなことでお聞きしております。私は、先ほど、どういう観点から質問させていただくかという中で、温暖化による日陰空間の創出、ヒートアイランド対策ということで、非常にアスファルトの面積が多いということについて、市の考え、対応などについてお伺いします。

○議長（渋谷正文君） ここで、暫時休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時07分 開議

○議長（渋谷正文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

宮田議員、改めて質問の内容を整理して御質問をお願いします。

1 番宮田均君。

○1 番（宮田均君） いまの質問を取り消しいたしました。市役所敷地の緑被率が何%かという回答で、市長は、緑化に努めるというようなことで……（発言する者あり）

それでは、いまの質問を取り消しして、2 点目の質問に移らせていただきます。

1 点目の質問の内容だったのですが、市長の回答の中で、可能な限りというようなことで、可能な限りということなので納得させていただきます。

2 点目、これも同じような質問なのですが、市の緑化推進条例第2 条に、市の責務、緑化推進に努められなければならないとありますが、条例に沿った緑化となっているのか、お聞きしました。

この中では、緑化推進に努めるということで回答をいただきましたので、了解したいと思います。

3 点目、平和公園の大木が伐採されたという経緯等についてお伺いしたわけですが、平和公園の緑化をどのように考えているのかについて、もう一度、ちょっと詳しく説明していただきたいと思っております。

○議長（渋谷正文君） 御答弁願います。

建設水道部長北川善人君。

○建設水道部長（北川善人君） 宮田議員の再質問にお答えいたします。

平和公園の緑化について、先ほど、市長答弁の中でありましたように、臨時駐車場として使っておりましたので、その部分につきましては復旧作業、復旧工事を令和6 年度におきまして行ってまいります。

恐らく、プラタナスを伐採した場所についての質問もあるかと思っておりますけれども、そちらにつきましても、いまのところは、緑化ということで、芝生化ということで、駐車場の整備と併せて、芝生に復旧していくような考えを持っておりますけれども、ただ、地域の公園ということもございませうので、この復旧に当たっては、再度、町内会を含めて地域の方と工事に係る協議させていただきます。

その中で、樹木を植樹してほしいという意見もあれば、その時点でまた考えていかなければならない部分というのがありますので、プラタナスの部分だけではなく、公

園全体としてそういった部分は地域の方と協議して了解していくという形を考えております。

以上です。

○議長（渋谷正文君） ここで、10分間休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時18分 開議

○議長（渋谷正文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

続いて、質問ございませんか。

1 番宮田均君。

○1 番（宮田均君） 続いて、3点目と4点目の平和公園と文化会館の街路樹です。

市役所は除きまして、先ほどから、行ったり来たりした審議会のことですが、庁舎のことでは審議を開かないというのは、市民にきちんと聞いたということで納得しています。

3点目、4点目の平和公園と文化会館の緑化については、審議会を設置して検討する考えはあるのか、ないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（渋谷正文君） 御答弁願います。

建設水道部長北川善人君。

○建設水道部長（北川善人君） 宮田議員の再質問にお答えします。

平和公園と文化会館跡地の緑化についてということで、審議会云々という形だと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、平和公園につきましては緑地に復旧していきます。そこはもともと地域の公園でありましたので、その状態に戻していきます。

そして、旧文化会館の跡地ですけれども、こちらは市長答弁でもさせていただきましたが、解体に当たりましては、市民の利便性を高めるための駐車場として利用するというので、社会資本整備総合交付金を活用して実施しているという部分でありますので、跡地を緑地化していくという事は考えておりません。

文化会館解体跡地自体の中の駐車場部分は緑地にはなりませんけれども、今後、令和7年度以降に、裁判所側の道路、市道南7丁目という道路ですけれども、通学路でもありますので、こちらの歩道の改修工事、そういったものを計画している途中でございます。その南7丁目の市道を整備する際に、歩道が設置されるような計画になっておりますので、その際に歩道部と駐車場部分の緩衝帯というような形で、一部、緑地化、緑地とまではいかないかもしれませんが、そういった部分で緑を増やしていくという考えはございますけれども、どうしても、緩衝帯となりますので、街路樹までは植えること

はできないのではないかとというふうに現在のところは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渋谷正文君） 続いて、質問ございませんか。

1 番宮田均君。

○1 番（宮田均君） いまの回答で、文化会館を取り壊すときの国の補助金の関係では、壊した後に、緑地あるいは樹木を植えたりすることはできないというように理解したのですけれども、目的外というのは、ずっとここ何年もこの制度というのは続いていくわけなのですか。何十年も続くわけですか。緑化はずっとできないということですか。

○議長（渋谷正文君） 御答弁願います。

建設水道部長北川善人君。

○建設水道部長（北川善人君） 宮田議員の再々質問にお答えいたします。

先ほども申し上げたとおり、解体に当たって6,200万円ほどの国の交付金が充てられております。これは、きちんと目的を持った工事として申請をして国に認められた工事になりますので、いまの段階で駐車場以外ということとは考えておりません。

以上です。

○議長（渋谷正文君） 続いて、質問ございませんか。

1 番宮田均君。

○1 番（宮田均君） 次の根室線富良野―新得間の廃線に伴うイベントへの市の考え、対応について、1点目のフィナーレイベントのことについて再質問させていただきます。

このイベントをどう考えているのかということについて回答をいただきましたが、内容的には、ペンライトを配って最終の列車を見送るのだというようなこととお聞きしましたが、このほかに、やはり、私は、もっと、市は、こういうイベントに人が多く来るときに、イベントとして、横断幕なり手旗なり、またはへそ丸君が出て、ほかの留萌なんかでも市のシンボル人形なんかが出てやっております。そういうようなことは考えていないのでしょうか。

○議長（渋谷正文君） 御答弁願います。

企画振興課長小笠原竹伸君。

○企画振興課長（小笠原竹伸君） 宮田議員の再質問にお答えいたします。

市として、ペンライト以外の取組についての考えはないのかということでございますけれども、先ほど市長からも答弁がありましたとおり、当日は大変な混雑が予想されております。そうした中で、安全確保を優先して私どもとしては取り組んでまいりたいというふうに考えておりますし、そうした中で、せめて住民の気持ちに寄り添うということで、ペンライトは最終便の見送りに対し

て御提供しようということ動いているところでございます。

そのほかにつきましては、それぞれ、おかげさまでと言いましょか、市民団体、あるいは地域の方々が自主的に取り組んでいただいておりますので、そうしたところに側面的に安全部分での支援をしながら行こうというふうにいまのところは計画しておりますので、これ以上、さらなる取組というのは現時点においては考えてはおりません。

以上です。

○議長（渋谷正文君） 続いて、質問ございませんか。

1 番宮田均君。

○1 番（宮田均君） 2 点目の再質問に移りたいと思います。

全国への存続アピールをする大きなチャンスと思うが、どう考えているかとの質問に対しては、沿線の自治体と一緒に、今後、存続に向けての事業を進めていきたいということだったと思うのですが、いままでもそうなのですが、沿線で取り組んでいくということが、市民には、私にも、具体的な対応が見えない、富良野市としてはどのように具体的に取組もうとして考えているのか、これから考えていくのか、それとも——もう何年も前に黄色線区が始まっているわけですよね。

具体的にどのような取組を考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（渋谷正文君） 御答弁願います。

企画振興課長小笠原竹伸君。

○企画振興課長（小笠原竹伸君） 宮田議員の再質問にお答えいたします。

今後の沿線と協調した取組について具体的なことを描いているかといった旨の御質問と受け止めておりますが、令和6年度の取組につきましては、根室本線対策協議会として取り組んでまいりますので、今後、新年度の事業については検討します。現時点においてはまだ確定していないというところではございますが、令和5年度までの代表的な取組としましては、時刻表配布であるとか、フォトコンテスト、鉄道絵画コンクール、鉄道に慣れ親しんでいただくための試乗体験であるとか、そうしたところで鉄道に親しんでいただく、利活用を促進するというような取組をこれまでも実施してきておりますので、これをベースとしながら、令和6年度についても利用促進に向けた取組を展開していきたいというふうにご考えているところでございます。

以上です。

○議長（渋谷正文君） 続いて、質問ございませんか。

1 番宮田均君。

○1 番（宮田均君） いまの回答で、令和5年度のこういう取組を継続していくのは分かるのですが、新

年度はこれから取り組んでいくということなのですが、僕は、こういうのは全国への存続アピールをする大きなチャンスだと思うから、そのときにアピールするようなことをしてほしいということで市の考えを聞いたわけなのですが、その具体的なことが何もないというような形でしか伝わってこないのですが、もう一度お聞きしますが、具体的には、今回の存続アピールを含めて、もう一度、大きなチャンスだと思うので、新しい取組というのは考えていないのでしょうか。

○議長（渋谷正文君） 御答弁願います。

企画振興課長小笠原竹伸君。

○企画振興課長（小笠原竹伸君） 宮田議員の再々質問にお答えいたします。

アピールのチャンスと捉えるけれども、その取組に新たなものはないのかということでございますけれども、この最終日の取組に関しましては、地元住民をはじめ、最後の姿を見届けたいという鉄道ファンの方々も多数おいでになることが予想されております。人目に触れるという意味では効果的かというふうには思いますが、運行最終日ですので、それぞれが、喪失感といいましょか、そうしたものと向き合うことになろうかと思っておりますので、そのお気持ちを尊重させていただいて、その日についてはお見送りに徹し、また日を改めてからは、気持ちを切り替えて、沿線一体となって、利活用促進などについて、北海道とも連携しながら取り組んでいきたいというふうにご考えているところでございます。

以上です。

○議長（渋谷正文君） 続いて、質問ございませんか。

1 番宮田均君。

○1 番（宮田均君） 3 件目に移りたいと思います。

冬期スキー客の市内移動における対策について、1 点目の御料線、駅発8時10分とラベンダー号、駅発9時45分、このことについても、バスの車種を変更して、立ち席の多いバスに替え、対応していたというのは私も聞いております。今後の対応もいま聞いております。

ただ、12月の末からもうそういう状況があったということで、早期の対応が僕は必要だと思うのですが、この早期の対応という面では、例えば、私は、商工観光課あたりと観光業者、飲食店などがLINEで結びれて、こんな問題があるよというようなことで、このバスの問題についても早く問題を把握して、早く対応するということが非常に重要だと思いますが、どのように考えているのか、もう一度お聞きします。

○議長（渋谷正文君） ここで、暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時34分 開議

○議長（渋谷正文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

御答弁願います。

総務部長関澤博行君。

○総務部長（関澤博行君） 宮田議員の再質問にお答えをいたします。

早朝のふらのスキー場行きのバスの混雑の関係でございますけれども、先ほど市長答弁でも答えさせていただきましたが、いまの混雑の状況につきましては、スキー客の増加による状況ということでありました。今年度につきましても、バス会社としても状況を把握しながら、バスの大型化、また、より多く人が乗れるバスを用意いただくという対応をしております。

今後につきましても、公共交通であるバスの運行にしましては、運行状況を的確に確認しながら、また、バス会社とも協議させていただいて、住民生活に影響を及ぼさないような運行体制を図っていただけるよう要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文君） 続いて、質問ございませんか。

1番宮田均君。

○1番（宮田均君） 2点目のまちに下りるシャトルバスのことで再質問させていただきます。

シャトルバスも非常に混雑していて、2月でやめるはずの運行を延ばして、そして、2月10日からは増便されたというような御回答だったと思います。

この回答の中で、先ほどの質問と重なるかもしれませんが、シャトルバスも12月の末から、慢性的に、17時台のシャトルバスのまちに下りるバスが混雑しているという状況の中で、改善されたのは2月10日だったというようなことで、僕は対応が遅かったと思うのですが、その点について、もう一度、どうして改善が早く行われなかったのかということについてお伺いいたします。

○議長（渋谷正文君） 御答弁願います。

経済部長川上勝義君。

○経済部長（川上勝義君） 宮田議員の再質問にお答えいたします。

山から下りるバスの対応でありますけれども、いま、こちらにも数字を持っていますけれども、17時台、18時台、19時台と、おおむねバスに乗れるような人数で推移をしてきたところであります。

それで、先ほど市長答弁でもありましたとおり、80人を超えるような時期が2月の中旬ぐらいからあって、そこで1台増車させていただいたということでもあります。

また、非常に外国人観光客の方も多くて、3月16日まで延ばしていただいたということでもありますので、今後、これからは外国人観光客も増えてくるというふうに

思っておりますので、今シーズンの状況を把握して、できるだけ不便をかけないような体制を整えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渋谷正文君） 続いて、質問ございませんか。  
（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文君） 以上で、宮田均君の質問は終了しました。

---

## 散 会 宣 告

---

○議長（渋谷正文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

3月9日、10日、16日、17日は休日のため、11日、15日は議案調査のため、12日、13日、14日は予算特別委員会開催のため、休会であります。

3月18日の議事日程は、当日御配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時38分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 3 月 8 日

議 長 渋谷 正文

署名議員 坂 口 邦 夫

署名議員 天 日 公 子